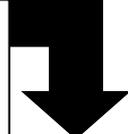


【的中問題！】一部ご紹介致します！

大原：直前対策模擬試験②－第5問

会社分割（吸収分割を前提とする）および事業譲渡に関する記述として、最も不適切なものはどれか。解答は問6へマークせよ。

- ア 吸収分割でも事業譲渡でも、従業員の移転は労働契約承継法が適用されるため、個々の従業員の同意は必要とされていない。
- イ 吸収分割の場合は、分割会社が取得している許認可は承継会社に承継できる権利とできない権利がある。一方、事業譲渡では、譲渡会社の許認可は承継しないので、譲受会社が改めて許認可を取得する必要がある。
- ウ 吸収分割の場合、分割会社の債権者のうち分割後に分割会社に対し債務の履行を請求できなくなる者が債権者保護の対象となる。一方、事業譲渡では、個々の債権者からの同意を得る必要があるため、債権者保護手続きは必要とされていない。
- エ 吸収分割では、分割・承継資産の対価は承継会社の株式に限られず、原則として自由である。事業譲渡の対価は、金銭のほか株式等の金銭以外でもよい。



本試験：第5問

（設問1）

会話の中の空欄AとBに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア A：事業譲渡の場合では対価を金銭とすることはできませんが、会社分割の場合では対価を金銭とすることはできません
B：事業譲渡の場合では対価を株式とすることはできませんが、会社分割の場合では対価を株式とすることはできません
- イ A：事業譲渡の場合では対価を金銭とすることはできませんが、会社分割の場合では対価を金銭とすることはできません
B：事業譲渡の場合でも、会社分割の場合でも、対価を株式とすることはできます
- ウ A：事業譲渡の場合でも、会社分割の場合でも、対価を金銭とすることはできます
B：事業譲渡の場合では対価を株式とすることはできませんが、会社分割の場合では対価を株式とすることはできません
- エ A：事業譲渡の場合でも、会社分割の場合でも、対価を金銭とすることはできます
B：事業譲渡の場合でも、会社分割の場合でも、対価を株式とすることはできます

大原：公開模擬試験－第13問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたとX株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。会話の中の空欄A～Dに入る語句の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。解答は問13へマークせよ。

- 甲 氏：「最近、採用面接で特許の数を尋ねられたり、国内外の企業を問わず我が社と同様の製品が発売されたりと、知的財産権の保護が気になってきています。特許の登録は簡単にできるのですか。」
- あなた：「特許制度は、一定期間、一定の条件のもとに『特許権』という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開することで発明を奨励し、Aに寄与しようとするものです。まずは、特許の登録を受けることができる発明の要件である、①産業上の利用可能性、②新規性、そして③Bを満たす必要があります。」

あなた：「まず、新規性喪失の例外の適用を受けることができる事由は、次のとおりです。

- ・特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知になった場合。
- ・特許を受ける権利を有する者の意に反して公開された場合。

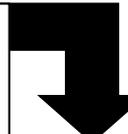
次に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続は、次のとおりです。

- ・出願と同時に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出する。これは、新規性を失うことに至った日からC以内に行わなければなりません。
- ・出願からD以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出する。」

甲 氏：「なるほど。それでは友人の弁理士に特許出願を依頼してみます。」

〔解答群〕

- ア A：工業の発展 B：創作性 C：半年 D：3か月
- イ A：経済の発展 B：進歩性 C：1年 D：3か月
- ウ A：産業の発展 B：革新性 C：半年 D：30日
- エ A：産業の発展 B：進歩性 C：1年 D：30日



本試験：第14問

以下の会話は、発明家である甲氏と、中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話の中の空欄に入る記述として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「私は便利な掃除用具を発明しました。われながらとても良いアイデアであり、特許を取ってみたいと考えています。そこで質問があります。

実はこの発明を1か月前に発明展に展示してしまいました。そのときはまだ特許を取るなんて全然考えていなかったのですが、発明展に自発的に応募して出品しました。しかし、先週になって特許を取りたいと思うようになりました。

新規性がないということで、この発明の特許を取得することは無理でしょうか。この発明展は1週間にわたり開催されました。一般に開放したので、老若男女問わず多くの来場者がありました。新規性を喪失しても救済される制度が特許法にあると聞きました。この制度について教えていただけませんか。」

あなた：「発明の新規性喪失の例外規定ですね。。知り合いの弁理士をご紹介しましょうか。」

〔解答群〕

- ア 新規性を喪失した日から1年以内に特許出願をする必要があります。そして、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して発明が新規性を喪失した場合にも、所定の手続的要件を充足することで、この適用を受けられます
- イ 新規性を喪失した日から18か月以内に特許出願すればこの適用を受けられます。しかし、この適用を受けられるのは、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が新規性を喪失した場合に限られます
- ウ 新規性を喪失した日から18か月以内に特許出願をする必要があります。そして、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して発明が新規性を喪失した場合にも、所定の手続的要件を充足することで、この適用を受けられます
- エ 新規性を喪失した日から2年以内に特許出願すればこの適用を受けられます。しかし、この適用を受けられるのは、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が新規性を喪失した場合に限られます

⑤ 経営法務

【総評】

令和4年度の本試験は、問題数は22題（昨年20題）、設問数は25問（昨年25問）であり、昨年度とほぼ同じ問題構成であった。ボリュームは例年並みといえる。

出題内容は、会社法関連が9問（昨年5問）、知的財産権関連が9問（昨年10問）、民法が5問（昨年7問）・その他が2問（昨年3問）であった。

出題内容の特徴としては、近年出題数が減少傾向にあった会社法関連の出題が今年は多く、従来の出題数に戻ったことが挙げられる。これに対して、近年大改正が行われて出題数が増加傾向にあった民法の出題が減少し、これも従来の出題数に戻ったといえる。知的財産権関連の出題は従来から多く例年通りである。また、昨年引き続き、金融商品取引法及び資本市場へのアクセスについては出題されなかった。

全体的な難易度は、出題数が多かった会社法関連、従来から比較的得点を確保しやすかった知的財産権関連を合わせても標準レベルの問題が多く、また、過去に出題された論点と同様の論点が多く出題されていたことを考慮すると、例年より易しい難易度であったと思われる。したがって、過去問題にしっかりと取り組んでいた受験生であれば、合格基準点である60点を上回る得点を獲得することも期待できると思われる。以下、各分野について見ていく。

会社法関連は、第1問～第4問、第5問～第6問（いずれも設問1及び2）、第7問の計9問であった。第1問（株式併合・分割）、第2問（取締役と監査役の任期）、第5問（事業譲渡と会社分割）などで得点を稼ぎたい。

知的財産権関連は、第8問～第16問の計9問であった。会話文形式の事例問題が多く見受けられたことで、一見すると難解な問題に感じられたかもしれないが、基本的な知識で対応できるものも多かったため、対応しやすかったものと思われる。第9問（特許法）、第11問（不正競争防止法）、第14問（新規性喪失の例外）、第15問（著作権）などで得点を稼ぎたい。

民法・その他は、民法5問（第18問～第22問）、英文契約書2問（第17問（設問1及び2））であった。これらについては、基本的な知識に基づき選択肢を絞り込むことで、可能な限り得点を拾うことが必要であった。

以上